

教育委員会

1. 第二次佐賀市教育基本計画

佐賀市教育委員会では、佐賀市ならではの教育施策を進めていくためには、0歳から義務教育修了時の15歳までの「子どもの育ち」を念頭に入れた中期的な視点で教育の方向性を定める必要があるとの認識のもと、平成18年3月、初めての中期的な計画（5年間）である「第一次佐賀市教育基本計画」を策定した。

中間年度にあたる平成20年度には、計画の見直しを行い「第一次佐賀市教育基本計画（後期）」を策定し、平成21年度から平成22年度までの2年間で重点的に取り組む事業の方向性を示し、取り組んできた。

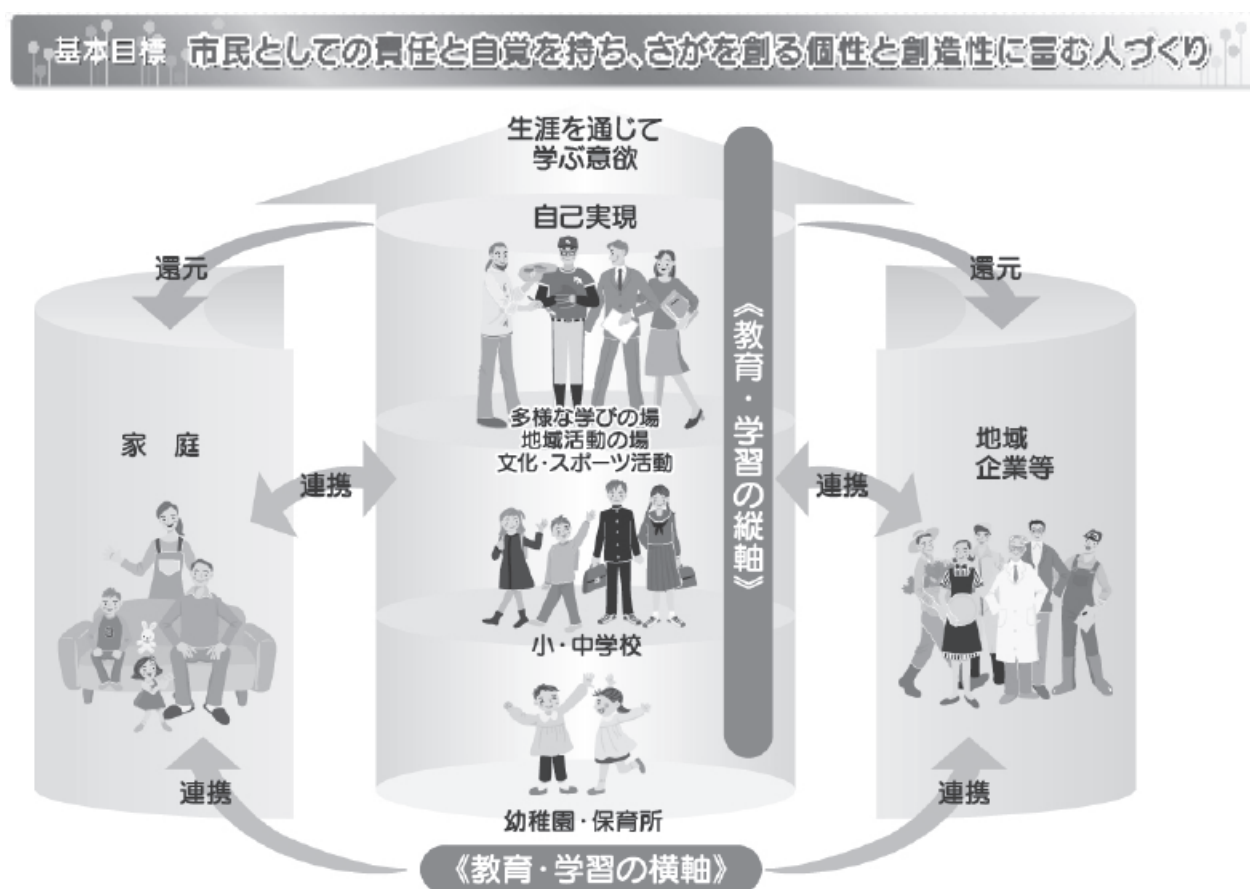
平成22年度で「第一次佐賀市教育基本計画」が最終年度となることから、時代に即した佐賀市の新たな教育施策の基となる「第二次佐賀市教育基本計画」を策定し、平成23年度から平成26年度までの4年間の取り組みを推進していく。

(1) 第二次佐賀市教育基本計画の「基本目標」「基本方針」

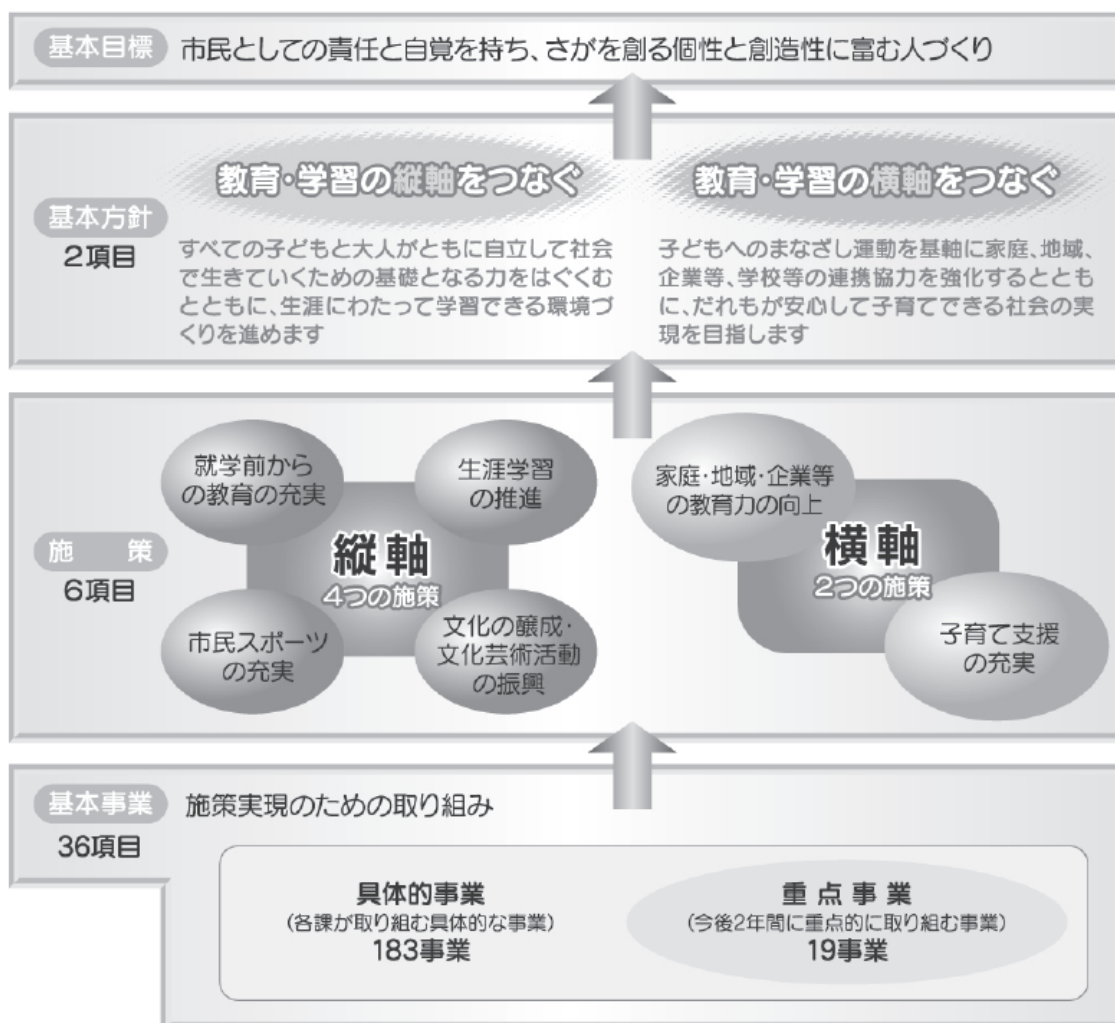
基本目標 市民としての責任と自覚を持ち、さがを創る個性と創造性に富む人づくり

基本方針 ◇教育・学習の縦軸をつなぐ

◇教育・学習の横軸をつなぐ



(2) 第二次佐賀市教育基本計画の「施策の展開」



2. 教育委員

役 職 名	氏 名	職 業	委員就任年月日	委員現任期
委 員 長	古 賀 靖 之	大 学 教 授	H12. 10. 1	H20. 11. 5 H24. 11. 4
委 員 (委員長職務代理者)	山 下 恭 子	短 大 教 授	H17. 11. 5	H19. 11. 5 H23. 11. 4
委 員	福 島 和 代	弁 護 士	H20. 11. 5	H20. 11. 5 H24. 11. 4
委 員	岸 川 正 人	会 社 役 員	H21. 11. 5	H21. 11. 5 H25. 11. 4
委 員	光 吉 みやこ	保 護 者	H22. 11. 5	H22. 11. 5 H26. 11. 4
教 育 長	東 島 正 明	公 務 員	H21. 11. 5	H21. 11. 5 H25. 11. 4

* 委員任期 4 年・委員長任期 1 年で再選されることができる。

3. 子育て支援の充実

(1) 子育てと仕事の両立のための支援 4 - 1

① 保育所管理運営事業〔公立〕

佐賀市立4保育所において、児童福祉法に定められている施設及び運営の最低基準を維持し、入所児童が安全で健康的に保育されるよう保育環境の向上に努める。また、入所児童の健全な育成のため、延長保育や一時保育の実施など、多様化する保育ニーズに適応した保育サービスの充実を図る。

② 保育所管理運営事業〔私立〕

私立認可保育園・管外公立保育所に対し、児童福祉法に規定する保育所での保育を実施した場合において、実施責任を負う佐賀市が保育の実施に要する費用を支払う。

③ 保育所分園促進事業

要保育児童の増加に応じ、待機児童の解消を図るため、新設に比べ、コストも低い分園の開設を促進するための補助を行う。

④ 延長保育促進事業〔公立・私立〕

入所（園）児童のうち、保護者の勤務形態の多様化等のため、保育所（園）における通常保育後の時間帯まで保育を必要とする家庭の児童について、延長保育を実施する。（公立：19時までの30分間、私立：30分～4時間）

⑤ 休日保育事業〔私立〕

日曜、祝日等の保護者の勤務等による休日保育の需要に対応するため、1歳3か月から就学前までの児童を保育する私立保育園に対し補助を行う。

⑥ 一時保育事業〔公立・私立〕

保護者の急病や冠婚葬祭、出産、育児疲れなどで、緊急・一時的に家庭で子どもの保育が困難になった場合に一時的に未就園の子どもを預かる。

⑦ 夜間保育推進事業〔私立〕

私立保育園が行う分園において、保護者の勤務形態の多様化等のため、保育所における11時間の開所時間後の時間帯（午後10時）までの夜間保育を実施する。

特別保育事業等の実施状況（平成22年度実績）

特別保育の 事業名 保育所（園）	延長 保育 事業	休 日 保 育 事 業	一 時 保 育 事 業	夜 間 保 育 事 業	保育所地域活動事業				保 育 所 分 園 推 進 事 業	障 が い 児 保 育 事 業	地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 事 業
	35	2	27	1	世 代 間 交 流 等 事 業	育 児 講 座 ・ 育 児 と 仕 事 両 立 支 援 事 業	異 年 齢 児 交 流 等 業	小 学 校 低 学 年 児 童 の 受 入			
川 原 保 育 所	○		○			○				○	○
若 葉 保 育 所	○				○					○	
城 東 保 育 所	○				○					○	○
成 章 保 育 所	○				○					○	
ゆめ・ぽけっと											○
佐 賀 市 社 協											○
三 瀬 保 育 園	○		○								
北 部 保 育 園			○							○	
南 部 保 育 園	○		○		○		○			○	
川 上 保 育 園	○										
ひなた村自然塾	○		○	○				○	○	○	
春 日 保 育 園	○		○		○	○	○			○	○
和泉ふたば保育園	○		○		○		○	○		○	
城 北 保 育 園	○		○		○		○				
尚 賢 保 育 園	○		○								
高 木 保 育 園	○		○		○	○	○				
開 成 保 育 園	○		○		○		○				○
鍋 島 保 育 園	○		○		○	○				○	○
三 光 保 育 園	○		○								○
堀 江 保 育 園									○		
あおぞら保育園	○	○	○		○	○				○	○
ちえんかん保育園	○		○		○						
兵 庫 保 育 園	○		○		○		○				
巨 勢 保 育 園	○										○
小 部 保 育 園	○		○			○	○	○		○	○
愛 の 泉 保 育 園	○		○							○	
佐 賀 保 育 園	○		○		○						

日 新 保 育 園	○		○		○		○				
中 央 保 育 園	○		○		○		○				
新 栄 保 育 園	○		○		○		○	○		○	
嘉 瀬 保 育 園	○					○					
城 西 保 育 園	○				○	○	○	○			○
城 南 保 育 園	○	○	○		○					○	
光 明 保 育 園											
諸 富 保 育 園	○		○		○					○	
なかよし保育園	○		○		○		○			○	
あかつき保育園	○		○		○					○	
みなみ保育園	○										
東 与 賀 保 育 園	○									○	
久 保 田 保 育 園	○		○								

⑧ 病児・病後児保育事業

保護者が仕事の都合などで、「病中」・「病気回復期」にある子どもを自宅で世話することが難しい場合に、小児科医院に併設した保育室で一時的に子どもを預かる制度であり、現在、市内2か所の小児科医に委託して実施している。

実施施設	かるがものへや（香月医院）	本庄町大字鹿子200－1
	ぞうさん保育室（橋野こどもクリニック）	高木瀬東四丁目14－3
対 象 者	佐賀市・多久市・小城市・神埼市・吉野ヶ里町に居住する生後2か月から小学3年生までの児童	
利用日時	月曜日～金曜日	8時00分～18時00分
	土曜日	8時00分～13時00分
保育定員	1施設あたり4名／日	
利用料金	1日	2,000円（おやつ代別途200円）
	半日（5時間以内）	1,000円（おやつ代別途200円）

⑨ 私立幼稚園預かり保育推進事業

私立幼稚園において、保育にかける児童を対象に、幼稚園での教育時間終了後（夕方）、土曜日及び長期休暇中の預かり保育を実施する。平成18～19年度はモデル事業として選定した私立保育園12園だったが、平成20年度からは、私立幼稚園全園を対象とし、補助対象の要件を満たす園についてその保育にかかる経費を実績に応じ補助している。

⑩ 子育て支援短期利用（ショートステイ）事業

保護者の疾病等社会的な理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設において原則7日間以内で児童を養育する。

利用期間	原則 7日以内	
実施施設	養護施設	聖華園、佐賀清光園
	乳児院	みどり園
平成22年度 利用実績	人数	7人
	延べ日数	68日

⑪ 保育所地域活動事業〔公立・私立〕

核家族化の進行等で、地域や異なる世代との関わりが少なくなっている保育所（園）の園児が、地域の人たちとのふれあいや交流を通して情操教育を行い、育児講座などにより地域に開かれた保育所（園）を目指す取り組みを支援する。

⑫ 認定こども園事業費補助事業

「安心こども基金」を活用し、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分に対し、事業費の補助を行う。

⑬ 認可外保育施設保育従事者健康対策事業

佐賀県認証保育施設基準に適合する認可外保育施設が実施する保育従事者の健康診断及び調理・調乳職員に月1回実施する検査について、1人あたり5,500円を上限として補助する。

⑭ 認可外保育所児童健康対策事業

佐賀県認証保育施設基準に適合する認可外保育施設等が行う児童の健康診断及び歯科検診に要する経費に対して、児童1人あたり3,000円、児童の損害保険加入費を児童1人あたり4,000円、安全対策の施設整備を1施設あたり100,000円を限度に補助する。

⑮ 放課後児童クラブ運営事業

児童福祉法の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいないことが常態である主に小学3年生までの児童を対象に、児童クラブ指導員を配置して、放課後の適切な遊び場と生活の場を与え、児童の健全な育成を図る。

児 童 ク ラ ブ 名	平成22年度		児 童 ク ラ ブ 名	平成22年度	
	児童数	指導員数		児童数	指導員数
勸 興	52人	8人	諸 富 北	29人	7人
循 誘	40人	8人	諸 富 南	40人	8人
日 新	51人	9人	春	日	82人 9人
赤 松	64人	11人	川	上	35人 5人
神 野	90人	12人	松	梅	9人 5人
西 与 賀	38人	7人	春 日 北	44人	5人
嘉 瀬	27人	7人	富 士 南	9人	18人
巨 勢	31人	7人	富 士	21人	16人
兵 庫	71人	7人	北	山	0人 0人
高 木 瀬	119人	16人	北 山 東 部	0人	0人
北 川 副	53人	12人	三	瀬	23人 1人
本 庄	55人	7人	中 川 副	4人	1人
鍋 島	112人	14人	大 詫 間	0人	0人
金 立	45人	7人	南 川 副	22人	6人
久 保 泉	35人	8人	西 川 副	25人	4人
蓮 池	19人	9人	東 与 賀	78人	6人
新 栄	64人	10人	久 保 田	97人	7人
若 楠	54人	9人			
開 成	60人	8人	合 計	1,598人	274人

(2) 子育て家庭の負担軽減 4-1

① 保育所保育料の軽減

2人以上の児童が入所している場合、所得に応じて2人目を半額、3人目以降を無料とする保育料の軽減措置をとっている。

② 幼稚園就園奨励費補助事業

子どもを幼稚園に通わせている比較的若年層である保護者の幼稚園就園にかかる経済的負担を軽減するため、当該保育料の減免を行う幼稚園に対し補助する。

○幼稚園就園奨励費給付状況

(平成22年度)

区 分	幼稚園 数	保育料等減免措置対象児数（人）				
		生活保護及び 市民税非課税	所得割 非課税	所得割課税		計
				34,500円以下	183,000円以下	
公 立	1	12	4	－	－	16
私 立	53	303	175	616	1,969	3,063
合 計	54	315	179	616	1,969	3,079
事業費（千円）		58,149	34,266	79,834	145,477	317,726

※市外の幼稚園も含む

③ 助産施設収容措置事業

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができないと認めるとき、その妊産婦に対し助産施設において助産を行う。平成7年度から「独立行政法人国立病院機構 佐賀病院」に助産の実施を委託しており、対象世帯は、生活保護世帯、非課税世帯である。

平成22年度措置人数	35人
------------	-----

④ ひとり親家庭支援事業

母子相談員2名を配置し、ひとり親家庭の父母及び児童等の自立と生活安定のための相談を電話、窓口、メールで受けている。また、ひとり親の就労促進のために教育訓練に対する給付金や就業に役立つ高等技能（2年以上の修学期間）の習得のための生活費を所得に応じて支給する。

平成21年度に「ひとり親家庭等総合支援計画」を策定し、ひとり親家庭の生活の安定とそこに育つ児童の健全育成を目指し、関係機関や庁内の関係部署が緊密な連携を図り、支援施策を総合的かつ効果的に推進している。

事業	内 容		
母子相談の充実	ひとり親家庭が抱えている生計、家事・育児・就労・住居等の生活上の悩み事の相談相手になり、問題解決のための支援を行う。		
	H22実績	母子相談延べ件数	1,400件
母子寡婦福祉資金の貸付 (県の制度)	母子家庭及び寡婦等の生活安定とその児童の福祉を増進するため、各種資金貸付を行っている。 ○貸し付けを受けられる方（所得制限等あり） ・母子家庭の母：20歳未満の児童を養育している者 ・寡婦：かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある者 ・40歳以上の配偶者のいない女子（母子家庭の母及び寡婦を除く。）		
母子家庭等の 就労支援	母子家庭の母等の主体的な能力開発の取り組みを支援して各種資格を取得することにより、母子家庭等の自立と生活安定を図るため、次の事業を行っている。		
	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	市が指定した教育訓練給付講座を受講及び修了した母子家庭の母に対して、対象講座受講料の2割相当額（上限10万円、下限4千円）を支給する。	
		H22実績	給付件数 3件
			給付金額 94,008円
	母子家庭高等技能訓練促進費等事業	母子家庭の母が、就職に有利な資格取得を目指し2年以上専門学校や大学等の養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るため、毎月定額の訓練促進費を支給する。	
		H22実績	給付件数 32件
			給付金額 39,887,000円

⑤ 婦人保護相談事業

平成21年度から婦人相談員2名を家庭児童相談室に配置して、生活や環境上、保護を必要とする女子の発見に努め、窓口、電話、メールなどでの相談に応じ指導や助言を行う。相談内容は離婚、借金、生活困窮、DV相談等多岐にわたる。

また、県の婦人相談所、消費生活センター、弁護士等との連携を図り、相談者の問題解決を図るとともに、必要に応じて、相談者の家庭訪問や同行による支援等を実施している。

平成22年度相談件数	1,302件（うちDV相談件数432件）
------------	----------------------

⑥ 母子生活支援施設運営事業（高木園）

母子生活支援施設は、「配偶者のない女子」または「これに準ずる事情にある女子」及び「その者の監護すべき児童」を入所保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設である。

施設概要	名称	高木園
	開設日	昭和54年4月1日
	定員数	20世帯
平成22年度措置状況	世帯数	15世帯
	世帯員数	41人

(3) 子育てのための環境の整備・情報発信 4 - 1

① 次世代育成支援行動計画の推進

子どもが健やかに成長することができ、だれもが安心して楽しみながら子育てできる地域を築くことを目的として作成した「次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成22～26年度）を推進する。

② エスプラッツ子育て支援センター「ゆめ・ぽけっと」

ゆめ・ぽけっとは、週に6日ひろばを開設し、子育て中の親子に対して交流や遊びの場を提供し、子育てに不安や悩みを持つ方への相談対応や子育て情報の発信等を行っている。また、一時的な託児事業やプレママ&プレパパサロン等の主催事業を実施している。

名称	エスプラッツ子育て支援センター「ゆめ・ぽけっと」
住所	佐賀市白山二丁目7番1号（エスプラッツ2階）
開館時間	【平日】午前10時～午後7時 【日曜】午前10時～午後5時
休館日	毎週火曜日、祝日、年末年始
オープン	平成19年4月20日
面積	703.9㎡
平成22年度来館者数	39,016人

③ 子育てサポートセンター「ふるはあと」

コーディネーターが子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）の組み合わせを行い、保育所（園）・幼稚園への送迎や保護者帰宅までの預かり、産前産後の母体の安全保持のための家事支援など、市民どうしの相互支援を行う。

		サポートママ		ファミリーサポート	
制度の概要	利用対象	佐賀市在住で、身内から身の回りのお世話が受けられない妊産婦		佐賀市在住または勤務の方	
	利用期間	出産後8週間以内または切迫流産等で安静が必要な期間		子どもの年齢が0歳から小学6年生まで	
	援助内容	家事支援（炊事、選択、掃除、買い物等）、上の子の遊び相手、送迎、沐浴介助など		保育園等の開始前または終了後の預かり、保育園等への送迎、保護者が病気や用事時の預かり	
	利用申込	出産予定日の2か月前まで		支援希望日の1か月前まで	
	支援場所	依頼者宅		支援者宅、依頼者宅など	
利用料金	月～金 7時～19時	700円（400円）		600円（400円）	
	上記以外の早朝、 夜間、土日祝	800円（400円）		700円（400円）	
	病後児保育	—		700円（400円）	
H22実績	会員数	サポートママ	58人	依頼会員	662人
				提供会員	199人
				両方会員	21人
	利用状況	利用世帯数	66世帯	利用回数	4,418回
		利用日数	398日	利用時間	5,776時間
		利用時間	801時間		

※上記料金の（ ）内は報酬の基準

④ 子育て支援センター事業〔公立〕

家庭で保育されている就学前児童及び保護者を対象として、主に城東保育所では子育てサロンの実施、川原保育所では児童クラブ館を利用して子育てサロンの実施、ゆめ・ぽけっとでは子育てサークルの支援を行っている。サロンやサークルの支援では、子育て中の親子どうしの交流を図り、スタッフによる子育てに関するアドバイスを行い、子育ての悩みや不安の解消につなげている。

⑤ 子育て支援センター事業〔私立〕

家庭で保育されている就学前児童及び保護者を対象として、佐賀市社会福祉協議会、私立保育

園で実施している子育てサロン、子育てサークルの支援、育児相談、子育て中の親子どうしの交流に対し補助を行う。

(4) 要保護児童対策の充実 4 - 1

① 家庭相談室運営事業

家庭相談員2名が家庭における児童の養育、その他児童の問題について相談に応じ、指導や助言を行い、必要な場合には家庭訪問等を実施する。

また、必要に応じて関係機関（児童相談所、警察等）との連携、調整を行う。

平成22年度相談件数	3,374件
------------	--------

② 虐待防止ネットワーク推進事業

「佐賀市要保護児童対策地域協議会」を設置し、佐賀市全体の関係機関のネットワークを強化するとともに、子どもの権利擁護及び児童虐待防止に向けたもっとも効果的な事業を実施する。

具体的事業名	事業概要
要保護児童対策地域協議会開催事業	要保護児童対策のために必要な情報交換や援助方針、役割分担に関する協議を行う。
乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	生後2か月～4か月の乳児のいるすべての家庭を対象に家庭訪問を行い、子育てに関する各種事業等の情報提供や育児相談を行う。
育児支援家庭訪問事業	家庭養育上困難のある家庭に対し、育児支援員を派遣し、必要な家事援助等を実施する。
子どもへの暴力防止ワークショップ開催事業	子どもや教職員、保護者、地域の大人を対象に、ワークショップを開催し、地域ぐるみで子どもへの暴力防止を図る。
児童虐待防止専門化講座開催事業	要保護児童対策地域協議会の構成機関の連携強化と対応力の向上・定着を図るための講座や、児童虐待防止に関する正しい知識を深めてもらうために市民対象の講座を実施する。

(5) 障がいのある子どもと家庭への支援 4 - 1

① 障がい児保育事業〔公立・私立〕

子育てと就労の両立支援の一環として、集団保育が可能で日々通園できるが、特別な支援を要する児童の受け入れを公立・私立の保育所（園）で実施する。

特別な支援を要する児童には保育士が手厚く関わる必要があり、保育士の加配が必要である。私立保育園にはそのための経費を補助する。

② 障がい児学童保育事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない金立特別支援学校、大和特別支援学校の児童のうち事前登録をして利用予約をした児童に対し、放課後に児童クラブで遊びを通した生活指導を行うこ

とにより児童の健全育成を図っている。

金立特別支援学校では平成13年度から、大和特別支援学校では平成16年度から事業を開始し、事業運営は、実施当初から問う事業を利用する保護者で組織する運営協議会に委託し実施している。

	佐賀県立金立特別支援学校	佐賀県立大和特別支援学校
実 施 主 体	佐 賀 市	
運 営 主 体	佐賀市チャレンジクラブ運営協議会	大和かがやきクラブ運営協議会
登 録 児 童 数	45名（平成22年5月末現在）	50名（平成22年5月末現在）
入 所 定 員 数	12人／1日	21人／1日
指 導 員	入所児童3名に指導員1名配置。指導員2名に介助補助員1名配置	

③ 私立幼稚園特別支援教育奨励費補助事業

障がい児の幼稚園就園の機会を拡充することによって、障がい児の健全な発達及びその家族を支援する。障がい児と健常児との統合保育を行うことは大切なことであり、障がい児教育のための人件費及び教育管理に要する経費を補助対象とし、障がい児数及び在籍月数に応じて私立幼稚園に補助する。

	対象園児数	対象園児受入園数	事業費
平成22年度実績	50人	19園	9,621千円

【資料】保育所の運営について

◇ 保育所の性格

保育所は、児童（就学前）の保護者が勤務・疾病・障がいなどの理由で、家庭において児童を保育することができない場合に、保護者に代わって、その児童を保育することを目的に、児童福祉法（第7条）の規定により設置された児童福祉施設である。

◇ 保育所の現状

数多くある社会福祉施設の中でも最も身近な施設としての保育所は、核家族化や女性の社会進出を背景に、今日まで整備や充実が図られてきたところである。特に近年では、共働き世帯の一層の増加や就労形態の多様化、さらにひとり親世帯の増加などの要因から保育に対する市民のニーズは、これまで以上に高まっている。

このことから、時間を延長して預かる延長保育、0歳児を受け入れる乳児保育、日曜祝日に預かる休日保育、冠婚葬祭等の急な事情で家庭保育が困難になった時の一時保育、さらに育児に不安や悩みを持つ保護者を応援する地域子育て支援センター事業等の特別保育事業を通常の保育に加えて実施している。

◇ 保育所の課題

認可保育所では、少子・核家族化等の進行により、親の育児力の低下や子育てに悩みを訴える

人の増加や地域の子育て支援や多様化する保育ニーズに対応するため、様々な特別保育事業に取り組んでいる

人間形成の基礎を培う重要な時期に一人一人の子どもがすこやかにたくましく成長するように考慮し、また、親への教育を並行させながら、事業を進めていくことが重要なこととなっている。

◇ 入所できる基準

児童と同居している父母等が、次のいずれかに該当することにより、その児童を保育することができないと認められる場合に入所できる。

- ・家庭外労働（昼間に家庭外で労働することを常態としていること。）
- ・家庭内労働（昼間に家庭内で日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。）
- ・母親の出産（妊娠中、または出産後間がないこと。産前・産後各8週間）
- ・疾 病 等（疾病・負傷・精神や身体の障がい有していること。）
- ・病人看護等（疾病又は、精神や身体の障がい有する親族を常時介護していること。）
- ・家庭の災害（震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあたっていること。）
- ・そ の 他（昼間に求職活動中の父母、その他市長が特に入所を認めた者。）

◇ 保育料について

保育料は、児童を養育している父母等の所得税額・住民税額・入所児童の年齢により算定している。

○佐賀市の認可保育所（園）

（平成22年4月1日現在）

	施 設 名	経 営 主 体	所 在 地	設置年月日	定員数
公 立	川 原 保 育 所	佐 賀 市	川原町4-44	昭28.11.1	120人
	若 葉 保 育 所	佐 賀 市	日の出一丁目19-1	昭23.5.1	120
	城 東 保 育 所	佐 賀 市	東佐賀町4-20	昭35.4.1	120
	成 章 保 育 所	佐 賀 市	成章町5-21	昭49.4.1	60
	計（4施設）				420
私 立	掘 江 保 育 園	社会福祉法人	神野西二丁目2-10	昭25.8.10	180
	佐 賀 保 育 園	財 団 法 人	多布施二丁目2-30	昭23.6.25	120
	尚 賢 保 育 園	社会福祉法人	鍋島町大字蛸久312-3	昭38.4.1	90
	光 明 保 育 園	社会福祉法人	蓮池町大字蓮池282	昭28.10.1	60
	巨 勢 保 育 園	社会福祉法人	巨勢町大字牛島425-12	昭45.10.1	90
	愛 の 泉 保 育 園	社会福祉法人	水ヶ江六丁目12-1	昭45.11.1	90
	城 西 保 育 園	社会福祉法人	西与賀町大字厘外1421-3	昭47.4.1	75
	城 北 保 育 園	社会福祉法人	高木瀬東六丁目10-32	昭47.11.1	150
	嘉 瀬 保 育 園	社会福祉法人	嘉瀬町大字荻野65	昭48.4.1	90
	高 木 保 育 園	社会福祉法人	若宮三丁目125-2	昭50.4.1	60
	城 南 保 育 園	社会福祉法人	本庄町大字袋126-1	昭53.4.1	140
	日 新 保 育 園	社会福祉法人	長瀬町2-18	昭54.4.1	90

	施設名	経営主体	所在地	設置年月日	定員数
私立	兵庫保育園	社会福祉法人	兵庫町大字瓦町1096-1	平13.4.1	90人
	ちえんかん保育園	社会福祉法人	兵庫町大字藤木1051-10	平13.4.1	90
	和泉ふたば保育園	社会福祉法人	久保泉町大字上和泉1252-2	平13.4.1	90
	中央保育園	社会福祉法人	与賀町30-1	平16.4.1	60
	鍋島保育園	学校法人	開成一丁目3番1号	平17.4.1	100
	開成保育園	社会福祉法人	鍋島町大字八戸溝1578番地1	平17.4.1	90
	小部保育園	社会福祉法人	朝日町7番20号	平17.7.1	120
	あかつき保育園	社会福祉法人	諸富町大字為重457番地	昭50.4.1	90
	なかよし保育園	社会福祉法人	諸富町大字諸富津109番地	昭53.4.1	75
	諸富保育園	社会福祉法人	諸富町大字山領465番地1	平17.3.30	60
	春日保育園	社会福祉法人	大和町大字尼寺1301番地	昭29.1.10	200
	川上保育園	社会福祉法人	大和町大字川上5470番地1	昭45.4.1	90
	保育園ひなた村自然塾	社会福祉法人	大和町大字久池井1368番地	平17.6.1	190
	南部保育園	社会福祉法人	富士町大字内野229番地2	昭38.4.1	70
	北部保育園	社会福祉法人	富士町大字大串1045番地1	昭45.4.1	40
	三瀬保育園	社会福祉法人	三瀬村三瀬2769番地	昭36.4.1	60
	あおぞら保育園	社会福祉法人	兵庫町大字藤木1465番地2	平18.4.1	90
	新栄保育園	社会福祉法人	鍋島町大字八戸1064番地	平18.4.1	150
	三光保育園	学校法人	若宮一丁目13番17号	平18.4.1	60
	みなみ保育園	社会福祉法人	川副町大字鹿江1513番地1	昭56.4.1	90
	東与賀保育園チャイルドハウス	社会福祉法人	東与賀町大字飯盛503番地2	平16.4.1	80
	久保田保育園	社会福祉法人	久保田町大字新田3320番地1	昭48.4.1	120
	計（34施設）				3,320
	合計（38施設）				3,740

○認可保育所の入所児童数（平成22年4月1日現在）

区分		平成22年度
定員	市立	420
	私立	3,340
	計	3,760
入所児童数	市立	424
	私立	3,565
	計	3,989
内訳	3歳未満児	1,561
	3歳児	784
	4歳以上	1,644

【資料】児童館の運営について

児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設である。

◇ 利用者

- ・市内に居住する児童（乳幼児については、保護者同伴の者に限る）
- ・児童によって組織された団体
- ・児童の健全育成を目的として組織された団体
- ・その他、市長が適当と認める者

○ 施設の概要

	所在地	開館時間	休館日	職員数
中央児童センター	兵庫町大字藤木919番地1	9:00～18:00	月曜・祝日の翌日・年末年始	児童厚生員4人
北部児童センター	大和町大字尼寺1488番地2	9:00～17:00	日曜・年末年始	児童厚生員4人
久保田児童センター	久保田町大字徳万2513番地1、2514番地	9:00～17:00	日曜・祝日・年末年始	児童厚生員3人
松 梅 児 童 館	大和町大字梅野2231番地2	8:30～17:00	日曜・年末年始	児童厚生員3人
川 副 児 童 館	川副町大字鹿江442番地	9:00～17:30 (10/1～3/31 9:00～17:00)	月曜・祝日の翌日・年末年始	児童厚生員3人
東 与 賀 児 童 館	東与賀町大字田中435番地1	9:00～17:00	日曜・祝日・年末年始	児童厚生員3人

○佐賀市児童センター利用者状況 平成22年度

施 設 名	利用者数（人）
中 央 児 童 セ ン タ ー	52,941
北 部 児 童 セ ン タ ー	23,469
久 保 田 児 童 セ ン タ ー	25,712
松 梅 児 童 館	8,333
川 副 児 童 館	20,647
東 与 賀 児 童 館	20,037
合 計	151,139